

定いたしました。

次に、日程第9、議案第55号 平成18年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第1号、及び日程第10、議案第56号 平成18年度長井市農業集落排水事業特別会計補正予算第1号の2件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、一括して採決いたします。

予算特別委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○大沼 久議長 起立全員であります。よって、議案第55号及び議案第56号は、予算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第11、議案第57号 平成18年度長井市水道事業会計補正予算第1号の1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第57号の1件について、予算特別委員長の報告は、原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○大沼 久議長 起立全員であります。よって、議案第57号は、予算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

委員会付託の省略について

○大沼 久議長 ここでお諮りいたします。これより上程いたします議案は、委員会付託を省略し、全員でご審議願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。よって、

そのように決定いたしました。

日程第12 議会案第2号 長井市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

○大沼 久議長 それでは、日程第12、議会案第2号 長井市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についての1件を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議席番号20番、鈴木新助議員。

(20番鈴木新助議員登壇)

○20番 鈴木新助議員 議会案第2号 長井市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案者を代表してご説明申し上げます。

最初に、提案に至る経過を申し上げます。

昨年12月の市議会定例会におきまして、地域住民の代表としての議会のあり方や行財政改革の推進に伴う望ましい議員定数などについて検討を行い、本市のまちづくりの基本構想である「協働・創造・未来の鼓動 実感“ながい”」の実現に向け、議会の機能充実や活性化を図ることを目的に、議会活性化検討特別委員会が設置され、私が特別委員長に選任されました。

特別委員会では、7名の委員による専門部会を構成して協議・検討することとされ、専門部会では議員定数を優先して検討することとして、これまで7回の会議を開催してまいりました。

専門部会では、議員定数削減は議会活性化につながらず、削減する場合でも最小限にとどめるべきであるという意見や、定数削減の検討と同時に、議員報酬や政務調査費についても一緒に検討するべきではないかなどの意見も出されましたが、議員定数削減は、市民の声を踏まえ

て実施しなければならないと考えられ、行財政改革推進委員会のご意見や県内他市の改定状況、さらには現在の3つの常任委員会を維持することなどを考慮すると、現在の定数から3名を減じて18名とすることが適当ではないかという意見が大勢を占め、採決の結果、賛成多数で18名とすることとされました。

この専門部会での協議結果報告を受け、特別委員会で取り扱いを検討した結果、専門部会での協議結果報告どおり、次回の一般選挙からは定数を18名とすることに賛成多数で決定されたところでございます。

長井市の議員定数上限は、地方自治法の規定により26名となっておりますが、以上の経過を経て、この度の条例改正案の提案に至ったものでございます。

よろしくご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○大沼 久議長 提案者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、議会案第2号の1件について、討論を行います。ご意見ございませんか。

17番、蒲生吉夫議員。

(17番蒲生吉夫議員登壇)

○17番 蒲生吉夫議員 議会案第2号 長井市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で意見を申し上げます。

提案説明にありましたように、市議会議員定数を現行21人から18人に減員するというものであります。議長を除く全員で構成する特別委員会は、議会活性化検討特別委員会であり、私たちの会派としては、定数と同時に、密接に関連する活性化策も同時に議論を進めるべきであるという立場をとってきました。しかし、専門部

会では、定数を優先して検討するとしたようで、それもよしとしましたが、しかし、検討結果の結論は、同時にすべきだとの立場は変わりません。なぜなら、定数だけ先に議案にするのは容易なことですが、活性化策単独を議案にするなど、容易なことではありません。検討が不十分のままになってしまうのではないかと心配するからであります。

前回の議員定数削減はいつ行われたか、会議録を見てみますと、平成13年3月定例議会で、23人から現在の21人に改正されましたが、そのときの議会案の提案者も鈴木新助議員でありました。そのときの反対討論は、私と遠藤允議員が当たり、賛成討論には大道寺信議員のようでした。

これ以降、具体的に定数18とする案になぜ反対なのかを述べたいと思います。

最初に、財政再建の途中であり、行政改革も進めなければならないなどを考えれば、減員しないなどとは全く考えてはいませんが、私たちの会派としては、19人の定数を当初から主張してきました。市民の意見としては、議員など半分でもよいなどとやや乱暴な言い方をしますが、大方の市民の望むところは、役所に口ききばかりでなく、議員なんだから、長井市内外全体を見渡し、市民のために活発に議会の場で発言してくれということだと思います。議場で発言、提言することが、議員にのみ与えられた権利なのですから、当然のことを言っていると思いますが、議員生活20年になっても、これが一番難しいと感じております。市民の要求は、極端な議員定数削減ではなく、19人とする私たちの主張が削減率10%に当たり、適切と考えたからであります。

同時に、提案理由では、6人の常任委員会で割り切れる人数との考え方のようですが、議会運営上、特に常任委員会の日程を調整する際に、議長の所属する常任委員会は特に多忙な議長の

日程にも合わせなければならぬため、ほかの議員も大変な調整をしていると思います。自治法上、議長も常任委員会に所属することになっておりますが、常任委員会委員6人プラス1議長にしておいた方がずっと運営はしやすいと思います。それでなくとも議長には大きな権限が与えられています。地方自治法105条、議長の委員会への出席では、委員会に出席し、発言することができるとしており、どこの委員会でも可能なのです。実例では、委員会での議長の発言事項については何ら制限がないので、単に議長としての議事整理権、議会事務統理権などの立場からのみでなく、議事の内容に立ち入って質疑し、意見を陳述することも差し支えないとしています。以上のように、日常的な運営は6人で3常任委員会プラス議長という扱いの方がスムーズな運営ができると考えます。

以上を申し上げ、議会の活性化策と同時にではなく、議員定数のみ18人とするに案に反対を表明するものであります。

○大沼 久議長 ほかにご意見ございますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ほかにご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議会案第2号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○大沼 久議長 起立多数であります。よって、議会案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

日程第13 議会案第3号 高金利引き下げ等を求める意見書の提出について

○大沼 久議長 次に、日程第13、議会案第3号

高金利引き下げ等を求める意見書の提出についての1件を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議席番号6番、安部 隆議員。

(6番安部 隆議員登壇)

○6番 安部 隆議員 議会案第3号 高金利引き下げ等を求める意見書の提出についてご説明申し上げます。

本案は、先ほどの請願第1号の採択に基づき提案いたすものであります。

平成16年の自己破産申し立て件数は21万人を超えており、経済的な理由で約8,000人も自殺しており、深刻な社会問題となっております。これらの破産、自殺の要因と思われる多重債務問題の原因は貸金業者の高金利による貸付にあることから、出資法の上限金利を利息制限法の金利まで引き下げるとともに、みなし弁済規定の撤廃、日賦貸金業・電話担保金融の特例金利の廃止等を強く求めるため、案のとおり政府関係機関に提出いたすものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○大沼 久議長 提案者の説明が終わりました。これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、議会案第3号の1件について、討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議会案第3号は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。よって、議会案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

た。

日程第14 議会案第4号 少子化 対策として乳幼児医療のさらなる充 実を求める意見書の提出について

○大沼 久議長 次に、日程第14、議会案第4号
少子化対策として乳幼児医療のさらなる充実を
求める意見書の提出についての1件を議題とい
たします。

提案者の説明を求めます。

議席番号5番、佐々木謙二議員。

(5番佐々木謙二登壇)

○5番 佐々木謙二議員 議会案第4号 少子化
対策として乳幼児医療のさらなる充実を求め
る意見書の提出についてご説明申し上げます。

本案は、このたびの山形県医療給付事業補助
金交付規程の改正は、乳幼児医療において内容
が充実される部分もあるものの、扶養義務者の
所得制限の引き下げにより、この制度の恩恵を
受けられなくなる方も多くなることから、扶養
義務者の所得制限を撤廃するなど制度の見直し
を行って、さらなる少子化対策の推進を図るよ
う、意見書を案のとおり山形県に提出いたすも
のであります。

よろしくご賛同くださいますようお願い申し
上げます。

○大沼 久議長 提案者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑ございませ
んか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結い
たします。

それでは、議会案第4号の1件について、討
論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご意見もないので、討論を終結
し、採決いたします。

議会案第4号は、原案のとおり決するにご異
議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。よって、
議会案第4号は、原案のとおり決定いたしました。

日程第15 ながい市議会だより編 集特別委員会委員の選任について

○大沼 久議長 次に、日程第15、ながい市議会
だより編集特別委員会委員の選任についての1
件を議題といたします。

島田友市委員から、ながい市議会だより編集
特別委員会委員の辞任届が提出され、許可いた
しました。

欠員1名が生じたので、委員会条例第8
条第1項の規定により、ながい市議会だより編
集特別委員会委員に鈴木武次議員をご指名いた
したいと思いますが、これにご異議ございませ
んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。よって、
鈴木武次議員をながい市議会だより編集特別委
員会委員に選任することに決定いたしました。

閉 会

○大沼 久議長 最後に、お諮りいたします。
本定例会において議決されました議案の中で、
条、項、字句、数字、その他整理を要するもの
については、会議規則第43条の規定により、そ

の整理を議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。よって、整理を要するものについては、その整理を議長に一任することに決定いたしました。

これをもって平成18年第3回長井市議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前11時24分 閉会

会議録署名議員

議 長 大 沼 久

3 番 大道寺 信

4 番 谷 口 栄 子

5 番 佐々木 謙 二